

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則 新旧対照表 (案)

現行	改正後 (案)
二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則	二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 この規則は、二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例（令和四年群馬県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例（令和四年群馬県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。	第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
2 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。	2 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。
自然災害による死者ゼロ	自然災害による死者ゼロ
(気候変動適応計画等の公表)	(気候変動適応計画等の公表)
第三条 条例第八条第二項の規定による気候変動適応計画の公表並びに同条第三項に規定する気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表は、次に掲げる方法によるものとする。 一 県庁において閲覧に供する方法 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法 三 その他知事が適当と認める方法	第三条 条例第八条第二項の規定による気候変動適応計画の公表並びに同条第三項に規定する気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表は、次に掲げる方法によるものとする。 一 県庁において閲覧に供する方法 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法 三 その他知事が適当と認める方法
温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ	温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ
(地球温暖化対策実行計画等の公表)	(地球温暖化対策実行計画等の公表)
第四条 条例第十五条第三項の規定による地球温暖化対策実行計画の公表並びに同条第四項の規定による同計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表については、第三条の規定を準用する。	第四条 条例第十五条第三項の規定による地球温暖化対策実行計画の公表並びに同条第四項の規定による同計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表については、第三条の規定を準用する。
(特定排出事業者)	(特定排出事業者)
第五条 条例第二十条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。 一 県内の事業活動に係る前年度に使用した燃料並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である者であること。この場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第十八条第一項に規定する連鎖化事業を行う者（以下この号において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県内に所在するすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなす。 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を業とする者であって、その保有する事業用自動車（同条第八項に規定する事業用自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している車両に限る。）をいう。以下同じ。）の前年度の末日における総数が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。 イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）及び二輪のものを除く。）の台数が百台以上であること。 ロ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が百台以上であること。 ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること。 三 前号に規定する事業以外の事業を業とする者であって、事業用自動車以外の自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している車両であって、貨物の	第五条 条例第二十条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。 一 県内の事業活動に係る前年度に使用した燃料並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である者であること。この場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第十八条第一項に規定する連鎖化事業を行う者（以下この号において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県内に所在するすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなす。 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を業とする者であって、その保有する事業用自動車（同条第八項に規定する事業用自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している車両に限る。）をいう。以下同じ。）の前年度の末日における総数が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。 イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）及び二輪のものを除く。）の台数が百台以上であること。 ロ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が百台以上であること。 ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百台以上であること。 三 前号に規定する事業以外の事業を業とする者であって、事業用自動車以外の自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している車両であって、貨物の

現行	改正後(案)
輸送の用に供する自動車(被けん引車及び二輪のものを除く。)に限る。)の前年度の末日における総数が百台以上であるものであること。	輸送の用に供する自動車(被けん引車及び二輪のものを除く。)に限る。)の前年度の末日における総数が百台以上であるものであること。
四 県内の事業活動に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第五条第十号から第十六号までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、四月一日において常時雇用する従業員(期間を定めず、若しくは一月を超える期間を定めて雇用されている者又は日々若しくは一月以内の期間を限って雇用されており、前二月の各月において十八日以上雇用された者をいう。以下同じ。)の数が二十一人以上であるものであること。	四 県内の事業活動に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第五条第十号から第十六号までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、四月一日において常時雇用する従業員(期間を定めず、若しくは一月を超える期間を定めて雇用されている者又は日々若しくは一月以内の期間を限って雇用されており、前二月の各月において十八日以上雇用された者をいう。以下同じ。)の数が二十一人以上であるものであること。
(排出量削減計画の作成等)	(排出量削減計画の作成等)
第六条 条例第二十条第一項及び第二十一条に規定する排出量削減計画は、排出量削減計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。	第六条 条例第二十条第一項及び第二十一条に規定する排出量削減計画は、排出量削減計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。
2 条例第二十条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の実施期間 二 その他知事が必要と認める事項	2 条例第二十条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の実施期間 二 その他知事が必要と認める事項
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
第七条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が十パーセントを超えない場合における当該変更 二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認めるときにおける当該変更 三 その他知事が軽微な変更と認めるもの	第七条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が十パーセントを超えない場合における当該変更 二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認めるときにおける当該変更 三 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の排出量削減計画の提出)	(変更後の排出量削減計画の提出)
第八条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の排出量削減計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。	第八条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の排出量削減計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
(排出量削減計画の実施報告)	(排出量削減計画の実施報告)
第九条 条例第二十三条の規定による計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。	第九条 条例第二十三条の規定による計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。
(排出量削減計画等の公表)	(排出量削減計画等の公表)
第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。	第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。
(環境マネジメントシステム)	(環境マネジメントシステム)
第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。 一 ISO-14001 二 エコアクション21 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの	第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。 一 ISO-14001 二 エコアクション21 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの
(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)	(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)
第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異なる建築物の建築とする。	第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異なる建築物の建築とする。
(新設)	(特定建築物排出量削減計画の作成等)
(新設)	第十三条 条例第二十八条第一項の規則で定める規模以上の建築物は、床面積(同項に規定する増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る

現行	改正後（案）
	部分に限る。）の合計が二千平方メートル以上の建築物とする。
(新設)	<u>2 条例第二十八条第一項に規定する特定建築物排出量削減計画は、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出するものとする。</u>
(新設)	<u>3 条例第二十八条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> 一 県産木材の利用状況 二 その他知事が別に定める事項
	(提出を要しない軽微な変更)
(新設)	<u>第十四条 条例第二十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要件の全てに該当する変更とする。</u> 一 条例第二十八条第一項第一号及び第四号に掲げる事項を変更しないものであること。 二 特定建築物の床面積を変更しないものであること。 三 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値が変化しないものであること。
(新設)	(変更後の特定建築物排出量削減計画の提出)
(新設)	<u>第十五条 条例第二十八条第二項の規定による変更後の特定建築物排出量削減計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。</u>
	(特定建築物排出量削減計画の実施報告)
(新設)	<u>第十六条 条例第二十九条の規定による特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物（条例第二十八条第二項の規定により変更後の特定建築物排出量削減計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物）に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後十五日以内に行うものとする。</u>
	(特定建築物排出量削減計画等の公表)
(新設)	<u>第十七条 条例第三十条の規定による特定建築物排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。</u>
(自動車環境性能の表示方法)	(自動車環境性能の表示方法)
<u>第十三条</u> 条例第三十五条第一項の規定による表示は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 書面を掲示する方法 二 掲示板に表示する方法 三 その他知事が適当と認める方法	<u>第十八条</u> 条例第三十五条第一項の規定による表示は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 書面を掲示する方法 二 掲示板に表示する方法 三 その他知事が適当と認める方法
(自動車環境性能)	(自動車環境性能)
<u>第十四条</u> 条例第三十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 温室効果ガスの排出の量 二 燃料消費率 三 その他知事が必要と認める事項	<u>第十九条</u> 条例第三十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 温室効果ガスの排出の量 二 燃料消費率 三 その他知事が必要と認める事項
(アイドリングストップの特例)	(アイドリングストップの特例)
<u>第十五条</u> 条例第三十六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車を停止する場合 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停止する場合 三 人の乗降のために自動車を停車する場合 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合 五 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に掲げる自動車が当該緊急用務に使用されている場	<u>第二十条</u> 条例第三十六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車を停止する場合 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停止する場合 三 人の乗降のために自動車を停車する場合 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合 五 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に掲げる自動車が当該緊急用務に使用されている場

現行	改正後（案）
合 六 その他やむを得ないと認められる場合	合 六 その他やむを得ないと認められる場合
(駐車場の規模)	(駐車場の規模)
第十六条 条例第三十七条の規則で定める規模以上の駐車場は、自動車の駐車 の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上の駐車場とする。	第二十一条 条例第三十七条の規則で定める規模以上の駐車場は、自動車の駐 車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上の駐車場とする。
(自動車環境計画の提出事業者)	(自動車環境計画の提出事業者)
第十七条 条例第三十八条第一項の規則で定める台数以上の自動車を保有する 者は、その保有する自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している自動車 に限り、第五条第二号及び第三号に規定する自動車を除く。）の前年度の末 日における総数が百台以上である者とする。	第二十二条 条例第三十八条第一項の規則で定める台数以上の自動車を保有す る者は、その保有する自動車（使用の本拠の位置を県内に登録している自動 車に限り、第五条第二号及び第三号に規定する自動車を除く。）の前年度の 末日における総数が百台以上である者とする。
(自動車環境計画の作成等)	(自動車環境計画の作成等)
第十八条 条例第三十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する自動車環境 計画は、自動車環境計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成 し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。	第二十三条 条例第三十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する自動車環 境計画は、自動車環境計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成 し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。
2 自動車環境計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た る事業所の所在地） 二 主たる事業の業種 三 自動車の保有台数 四 計画の推進に係る体制 五 自動車の使用に関する温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する 措置 六 その他知事が必要と認める事項	2 自動車環境計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た る事業所の所在地） 二 主たる事業の業種 三 自動車の保有台数 四 計画の推進に係る体制 五 自動車の使用に関する温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する 措置 六 その他知事が必要と認める事項
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
第十九条 条例第三十八条第二項（条例第三十九条第二項において準用する場 合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 計画期間内において、事業の変更により第二十二条に規定する要件に満 たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続する と知事が認めるときにおける当該変更 二 その他知事が軽微な変更と認めるもの	第二十四条 条例第三十八条第二項（条例第三十九条第二項において準用する 場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 計画期間内において、事業の変更により第二十二条に規定する要件に満 たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続する と知事が認めるときにおける当該変更 二 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の自動車環境計画の提出)	(変更後の自動車環境計画の提出)
第二十条 条例第三十八条第二項（条例第三十九条第二項において準用する場 合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、変更の事実が あった日から三十日以内に行うものとする。	第二十五条 条例第三十八条第二項（条例第三十九条第二項において準用する 場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、変更の事実 があった日から三十日以内に行うものとする。
(自動車環境計画の実施報告)	(自動車環境計画の実施報告)
第二十一条 条例第四十条の規定による自動車環境計画に基づく措置の実施の 状況の報告は、自動車環境計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日まで に行うものとする。	第二十六条 条例第四十条の規定による自動車環境計画に基づく措置の実施の 状況の報告は、自動車環境計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日まで に行うものとする。
(自動車環境計画等の公表)	(自動車環境計画等の公表)
第二十二条 条例第四十一条の規定による自動車環境計画等の公表について は、第三条の規定を準用する。	第二十七条 条例第四十一条の規定による自動車環境計画等の公表について は、第三条の規定を準用する。
(自動車通勤環境配慮計画の提出事業者)	(自動車通勤環境配慮計画の提出事業者)
第二十三条 条例第四十三条第一項の規則で定める者は、県内に所在する事業 所において常時雇用する従業員の四月一日における総数が千人以上である者 とする。	第二十八条 条例第四十三条第一項の規則で定める者は、県内に所在する事業 所において常時雇用する従業員の四月一日における総数が千人以上である者 とする。
(自動車通勤環境配慮計画の作成等)	(自動車通勤環境配慮計画の作成等)
第二十四条 条例第四十三条第一項及び第四十四条第一項に規定する自動車通 勤環境配慮計画は、自動車通勤環境配慮計画を提出する日の属する年度を計 画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。	第二十九条 条例第四十三条第一項及び第四十四条第一項に規定する自動車通 勤環境配慮計画は、自動車通勤環境配慮計画を提出する日の属する年度を計 画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。
2 自動車通勤環境配慮計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た	2 自動車通勤環境配慮計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た

現行	改正後（案）
<p>る事業所の所在地)</p> <p>二 主たる事業の業種</p> <p>三 常時雇用する従業員の数及び自動車通勤を行う者の数</p> <p>四 計画の推進に係る体制</p> <p>五 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p>	<p>る事業所の所在地)</p> <p>二 主たる事業の業種</p> <p>三 常時雇用する従業員の数及び自動車通勤を行う者の数</p> <p>四 計画の推進に係る体制</p> <p>五 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p>
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
<p>第二十五条 条例第四十三条第二項（条例第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>一 計画期間内において、事業の変更により第二十八条に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認めるときにおける当該変更</p> <p>二 その他知事が軽微な変更と認めるもの</p>	<p>第三十条 条例第四十三条第二項（条例第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>一 計画期間内において、事業の変更により第二十八条に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認めるときにおける当該変更</p> <p>二 その他知事が軽微な変更と認めるもの</p>
(変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出)	(変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出)
<p>第二十六条 条例第四十三条第二項（条例第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。</p>	<p>第三十一条 条例第四十三条第二項（条例第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。</p>
(自動車通勤環境配慮計画の実施報告)	(自動車通勤環境配慮計画の実施報告)
<p>第二十七条 条例第四十五条の規定による自動車通勤環境配慮計画に基づく措置の実施の状況の報告は、自動車通勤環境配慮計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。</p>	<p>第三十二条 条例第四十五条の規定による自動車通勤環境配慮計画に基づく措置の実施の状況の報告は、自動車通勤環境配慮計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。</p>
(自動車通勤環境配慮計画等の公表)	(自動車通勤環境配慮計画等の公表)
<p>第二十八条 条例第四十六条の規定による自動車通勤環境配慮計画等の公表については、第三条の規定を準用する。</p>	<p>第三十三条 条例第四十六条の規定による自動車通勤環境配慮計画等の公表については、第三条の規定を準用する。</p>
(特定電気機器等)	(特定電気機器等)
<p>第二十九条 条例第四十八条第一項の規則で定める電気機器等は、次に掲げる電気機器等とする。</p> <p>一 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネ法施行令」という。）第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け型のものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 照明器具（省エネ法施行令第十八条第三号に掲げる照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。以下同じ。）</p> <p>三 テレビジョン受信機（省エネ法施行令第十八条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）</p> <p>四 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第十八条第十号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）</p> <p>五 電気冷凍庫（省エネ法施行令第十八条第十一号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）</p> <p>六 ガス温水機器（省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）</p> <p>七 石油温水機器（省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）</p> <p>八 電気便座（省エネ法施行令第十八条第十六号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）</p> <p>九 電気温水機器（省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）</p>	<p>第三十四条 条例第四十八条第一項の規則で定める電気機器等は、次に掲げる電気機器等とする。</p> <p>一 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネ法施行令」という。）第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け型のものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 照明器具（省エネ法施行令第十八条第三号に掲げる照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。以下同じ。）</p> <p>三 テレビジョン受信機（省エネ法施行令第十八条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）</p> <p>四 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第十八条第十号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）</p> <p>五 電気冷凍庫（省エネ法施行令第十八条第十一号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）</p> <p>六 ガス温水機器（省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）</p> <p>七 石油温水機器（省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）</p> <p>八 電気便座（省エネ法施行令第十八条第十六号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）</p> <p>九 電気温水機器（省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）</p>
(特定電気機器等販売事業者)	(特定電気機器等販売事業者)
<p>第三十条 条例第四十八条第一項の規則で定める規模以上の店舗は、電気機器等の販売の用に供する部分の床面積が一千平方メートル以上である店舗とする。</p>	<p>第三十五条 条例第四十八条第一項の規則で定める規模以上の店舗は、電気機器等の販売の用に供する部分の床面積が一千平方メートル以上である店舗とする。</p>
(省エネルギー性能の算定方法等)	(省エネルギー性能の算定方法等)

現行	改正後（案）
第三十一条 条例第四十八条第一項の規則で定める方法は、省エネ法第四百七条第一号イに規定する経済産業省令で定める方法とする。	第三十六条 条例第四十八条第一項の規則で定める方法は、省エネ法第四百七条第一号イに規定する経済産業省令で定める方法とする。
2 条例第四十八条第一項の規定による表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。 一 エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号。以下「経済産業省告示」という。）一一二(4)の別添一に定める様式 二 照明器具 経済産業省告示二二二(4)の別添二一一に定める様式 三 テレビジョン受信機 経済産業省告示三一二(4)の別添三一一に定める様式 四 電気冷蔵庫 経済産業省告示七一二(4)の別添四一一に定める様式 五 電気冷凍庫 経済産業省告示八一二(4)の別添五一一に定める様式 六 ガス温水機器 経済産業省告示十一二(4)の別添六に定める様式 七 石油温水機器 経済産業省告示十二二(4)の別添七に定める様式 八 電気便座 経済産業省告示十三二(4)の別添八一一に定める様式 九 電気温水機器 経済産業省告示十九二(4)の別添九に定める様式	2 条例第四十八条第一項の規定による表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。 一 エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号。以下「経済産業省告示」という。）一一二(4)の別添一に定める様式 二 照明器具 経済産業省告示二二二(4)の別添二一一に定める様式 三 テレビジョン受信機 経済産業省告示三一二(4)の別添三一一に定める様式 四 電気冷蔵庫 経済産業省告示七一二(4)の別添四一一に定める様式 五 電気冷凍庫 経済産業省告示八一二(4)の別添五一一に定める様式 六 ガス温水機器 経済産業省告示十一二(4)の別添六に定める様式 七 石油温水機器 経済産業省告示十二二(4)の別添七に定める様式 八 電気便座 経済産業省告示十三二(4)の別添八一一に定める様式 九 電気温水機器 経済産業省告示十九二(4)の別添九に定める様式
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの導入促進
(新規)	(特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等)
(新規)	第三十七条 条例第五十九条第一項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 建築面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築後の建築面積）が百五十平方メートル未満の場合 二 その他知事が別に定める場合
(新規)	2 条例第五十九条第一項の規則で定める基準は、特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、一年当たり六十メガジュールに当該特定建築物の床面積（増築又は改築の場合にあっては、増築又は改築に係る部分に限る。）の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た量以上であることとする。
(新設)	(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の作成等)
(新設)	第三十八条 条例第六十条第一項に規定する特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画は、知事が別に定める書類を添付して、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出するものとする。
(新設)	2 条例第六十条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 第三十七条第二項の規定により算出した特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量 二 その他知事が別に定める事項
(新設)	(提出を要しない軽微な変更)
(新設)	第三十九条 条例第六十条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要件の全てに該当する変更とする。 一 条例第六十条第一項第一号に掲げる事項を変更しないものであること。 二 特定建築物の床面積を変更しないものであること。 三 特定建築物に導入する再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を変更しないものであること。 四 再生可能エネルギー設備等の種類を変更しないものであること。
(新設)	(変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の提出)
(新設)	第四十条 条例第六十条第二項の規定による変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の提出は、知事が別に定める書類を添付して、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
(新設)	(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の実施報告)

現行	改正後（案）
(新設)	<u>第四十一条 条例第六十一条の規定による特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物（条例第六十条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物）に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後十五日以内に行うものとする。</u>
(新設)	<u>(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表)</u>
(新設)	<u>第四十二条 条例第六十二条に規定する特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表については、第三条の規定を準用する。</u>
(新設)	<u>(特定建築物の設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明)</u>
(新設)	<u>第四十三条 条例第六十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>一 再生可能エネルギー設備等の導入による環境負荷の低減への効果</u> <u>二 当該建築物に導入することができる再生可能エネルギー設備の種別</u> <u>三 いずれかの再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の最大量</u> <u>四 その他知事が別に定める事項</u>
(新設)	<u>(説明を要しない旨の意思表示)</u>
(新設)	<u>第四十四条 条例第六十三条第二項の意思の表明は、特定建築物の設計者に次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出することによって行うものとする。</u> <u>一 意思の表明の年月日</u> <u>二 特定建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>三 特定建築物の所在地</u> <u>四 設計者の氏名、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその登録番号</u> <u>五 条例第六十三条第一項の規定による説明を要しない旨</u> <u>六 その他知事が別に定める事項</u>
(新設)	<u>(設計者による説明記録の保存期間)</u>
(新設)	<u>第四十五条 条例第六十三条第三項の規則で定める期間は、条例第六十条第一項の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物（同条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物）に係る工事が完了した日（第三十七条第一項各号に該当する場合にあっては、条例第六十三条第一項の規定による説明をした日）から起算して三年とする。</u>
(再生可能エネルギー導入計画の作成等)	(再生可能エネルギー導入計画の作成等)
第三十二条 条例第六十六条第一項及び第六十七条第一項に規定する再生可能エネルギー導入計画は、再生可能エネルギー導入計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。	第 <u>四十六条</u> 条例第六十六条第一項及び第六十七条第一項に規定する再生可能エネルギー導入計画は、再生可能エネルギー導入計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。
2 条例第六十六条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 再生可能エネルギーの導入促進を図るため実施しようとする措置の実施期間 二 その他知事が必要と認める事項	2 条例第六十六条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 再生可能エネルギーの導入促進を図るため実施しようとする措置の実施期間 二 その他知事が必要と認める事項
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
第 <u>三十三条</u> 条例第六十六条第二項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 事業の変更により見込まれる再生可能エネルギーの導入量が減少しない場合における当該変更 二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続す	第 <u>四十七条</u> 条例第六十六条第二項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 事業の変更により見込まれる再生可能エネルギーの導入量が減少しない場合における当該変更 二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続す

現行	改正後(案)
ると知事が認めるときにおける当該変更 三 その他知事が軽微な変更と認めるもの	ると知事が認めるときにおける当該変更 三 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出)	(変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出)
第三十四条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。	第四十八条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
(再生可能エネルギー導入計画等の実施報告)	(再生可能エネルギー導入計画等の実施報告)
第三十五条 条例第六十九条の規定による再生可能エネルギー導入計画に基づく措置の実施の状況の報告は、再生可能エネルギー導入計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。	第四十九条 条例第六十九条の規定による再生可能エネルギー導入計画に基づく措置の実施の状況の報告は、再生可能エネルギー導入計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにを行うものとする。
(再生可能エネルギー導入計画等の公表)	(再生可能エネルギー導入計画等の公表)
第三十六条 条例第七十条の規定による再生可能エネルギー導入計画等の公表については、第三条の規定を準用する。	第五十条 条例第七十条の規定による再生可能エネルギー導入計画等の公表については、第三条の規定を準用する。
食品ロスゼロ	食品ロスゼロ
(食品ロス削減推進計画の公表)	(食品ロス削減推進計画等の公表)
第三十七条 条例第七十五条第二項の規定による食品ロス削減推進計画の公表については、第三条の規定を準用する。	第五十一条 条例第七十五条第二項の規定による食品ロス削減推進計画の公表並びに同条第三項に規定する食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表については、第三条の規定を準用する。
(食品ロス削減推進計画に基づく措置等の公表)	(削除)
第三十八条 条例第七十五条第三項に規定する食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表については、第三条の規定を準用する。	(削除)
雑則	雑則
(身分証明書)	(身分証明書)
第三十九条 条例第八十四条第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例による。	第五十二条 条例第八十四条第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例による。
(勧告に従わない場合の公表)	(勧告に従わない場合の公表)
第四十条 条例第八十六条第一項の規定による勧告に係る公表は、次に掲げる事項を群馬県報に登載するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法とする。 一 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地) 二 勧告の内容 三 勧告に従わなかったこと。	第五十三条 条例第八十六条第一項の規定による勧告に係る公表は、次に掲げる事項を群馬県報に登載するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法とする。 一 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地) 二 勧告の内容 三 勧告に従わなかったこと。
(委任)	(委任)
第四十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。	第五十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 令和四年度における排出量削減計画の提出に係る第六条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 3 令和四年度における自動車環境計画の提出に係る第十八条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 4 令和四年度における自動車通勤環境配慮計画の提出に係る第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 5 令和四年度における再生可能エネルギー導入計画の提出に係る第三十二条	附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 令和四年度における排出量削減計画の提出に係る第六条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 3 令和四年度における自動車環境計画の提出に係る第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 4 令和四年度における自動車通勤環境配慮計画の提出に係る第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。 5 令和四年度における再生可能エネルギー導入計画の提出に係る第四十六条



現行	改正後 (案)
<p>第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。(群馬県地球温暖化防止条例施行規則の廃止)</p> <p>6 群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)は、廃止する。</p>	<p>第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。(群馬県地球温暖化防止条例施行規則の廃止)</p> <p>6 群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)は、廃止する。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>附 則 (令和四年〇月〇日規則〇号)</u>  <u>この規則は、令和四年十月一日から施行する。</u></p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>附 則 (令和四年〇月〇日規則〇号)</u>  <u>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</u></p>